ものづくり･商業･サービス生産性向上促進補助金

【事業概要】
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。

補助上限 [一般型]　　１，０００万円
　　[グローバル展開型] ３，０００万円
補助率 [通常枠]　　中小企業 １／２、 小規模企業者・小規模事業者 ２／３
　　[低感染リスク型ビジネス枠] ２／３
補助要件 以下を満たす３～５年の事業計画の策定及び実行
　　・付加価値額 ＋３％以上／年
　　・給与支給総額＋１．５％以上／年
　　・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金＋３０円

※ 新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の１年猶予を可能とします。

審査項目

技術面	✓製品やサービスの開発が革新的であるか？ ✓試作品・サービスモデル等の開発の課題の明確化と、補助事業の目標に対する達成度の考え方が明確か？ ✓課題の解決方法が明確かつ妥当、優位性があるか？ ✓補助事業実施のための技術的能力が備わっているか？
事業化面	✓補助事業実施のための人材・事務処理能力・専門スキル力・（最近の）財務力があるか？金融機関等から十分な資金調達ができるか？ ✓補助事業の成果が価格的・性能的に優位性があり収益性はあるか？ ✓事業化までの方法・スケジュール等が具体的か？ ✓補助対象事業のユーザやマーケット、市場規模は把握できてるか？（市場性はあるのか？）
政策面	✓地域の事業者や雇用に対する効果を及ぼすことで地域経済への貢献やけん引の期待があるか？ ✓先端的なデジタル技術の活用や新たなビジネスモデルの構築等により国家のイノベーションをけん引しうるか？

加点項目	成長加点	「経営革新計画」の承認（承認書の提出）
	政策加点	開業届又は履歴事項全部証明書（創業・第二創業の場合）
	災害等加点	「事業継続力強化計画」の認定（認定書の提出）
	賃上げ加点	特定適用事業所該当通知書（被用者保険の適用拡大の場合）

事業分野の決定

新規商品・サービス

ものづくり補助金の事業分野

- 新商品開発
- 新たな生産方式の導入
- 新サービス開発
- 新たな提供方式の導入

該当分野

デザイン
情報処理
精密過加工
製造環境
接合・実装
立体造形
表面処理
機械制御
複合・新機能材料
材料製造プロセス
バイオ
測定計測

◇付加価値向上
新規顧客層への展開
商圏の拡大
独自性・独創性の発揮
ブランド力強化
顧客満足度向上
価値や品質の見える化
機能分化・連携
IT活用

◇効率の向上
サービス提供プロセスの改善
IT活用

補助事業計画の策定

新規商品・サービス

具体的内容

補助事業の具体的取組

✓本事業の目的・方法
← 今までの取り組みの経緯・内容
← ●●●を取得・活用しなければならない理由

✓達成するための課題とその解決策
← ソリューションとそれに必要な具体的な工程、システム、材料

✓応募する事業分野（試作品開発・生産プロセス改善、サービス開発・新提供方式導入）に応じた事業計画とガイドラインの関連性

✓他社との差別化・競争力強化実現のための方法と仕組み、実施体制、課題と解決等

将来の展望

✓本事業の対象ユーザ、マーケットとその想定規模
←その市場で成果が得られる本事業の価格や性能のポイント（優位性）

✓本事業の事業展開の
目標時期、売り上げ想定規模、サービス（商品）単価、目標数等

※必要により図表・写真の活用＝具体的かつ詳細に

会社全体の事業計画

（単位：円）

	基準年度※ [年 月期]	1年後 [年 月期]	2年後 [年 月期]	3年後 [年 月期]	4年後 [年 月期]	5年後 [年 月期]
①売 上 高						
②営業利益						
③経常利益						
④人 件 費						
⑤減価償却費						
付加価値額(②+④+⑤)						
伸び率（%）		3%	3%	3%	3%	3%
⑥設備投資額						
⑦給与支給総額						
伸び率（%）		1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%

① 会社全体の事業計画（表）における「付加価値額」や「給与支給総額」等について、
数字の算出根拠（実現の道筋）を明記してください。

② 本事業計画（表）で示した数値は、補助事業終了後に、事業化状況等報告において伸び率の達成状況の確認を行います。

※基準年度には、申請締切日から６ヶ月前の日以降の決算の実績値又は見込み値を入力してください。

※見込みの数字を入れた場合は、交付申請時等、実績値が判明次第、実績の数字に置き換えて、
付加価値額や給与支給総額等の伸び率の達成状況を確認します。

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費→ 年率平均＋3%以上の

給与支給額 → 総額を年平均＋1.5%以上　　事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋30円

事業計画の項目

項目	要件
売上高	既存事業売上＋補助対象事業売上 〇補助対象事業売上＝単金×数量（時間単金×時間数、距離単金×距離等）
売上原価	売上原価＝年初棚卸資産額＋当該年度仕入れ高ー年末棚卸資産額
人件費	給与支給額(全従業員給与、賞与＋役員報酬)＋福利厚生費＋法定福利費＋退職金
減価償却費	建物付属設備・構築物(定額法)以外は定額・定率の選択→未届けの場合定額法
その他経費	広告宣伝費、開発費等
営業利益	営業利益＝売上高ー(売上原価＋人件費＋減価償却費＋その他経費)
営業外収支	営業外収支＝営業外収益ー営業外費用
経常利益	経常利益＝営業利益＋営業外収支
付加価値額	付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費→ 年率平均＋3%以上 ※付加価値額＝「売上高ー(売上原価＋その他経費)」若しくは、「粗利ーその他経費」となる
設備投資額	有形固定資産：建物、建物付帯設備、構築物、車両運搬具、機械、備品等 無形固定資産：ソフトウェア、営業権、工業所有権、特許権、鉱業権等
給与支給額	給与支給額(全従業員給与＋賞与＋役員報酬) → 総額を年平均＋1．5%以上 事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋30円

補助対象事業の事業計画

経費明細

経費明細		ドローンビジネスの場合の補助対象事業の経費（例）
機械装置・システム構築費（単価50万円以上）	①専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費 ② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③ ①若しくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費 ※汎用性のある通常のPCやタブレットは不可	✓購入ドローン ✓運用アプリケーションソフト
機械装置・システム構築費（単価50万円未満）		✓ドローン関連機材、付属品 ✓撮影用機材・カメラ・計測機等 ✓業務用アプリケーションソフト
技術導入費※2	本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費	
専門家経費※3	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費（士業、教授等専門家）	
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費	
クラウドサービス利用費	サーバーの領域を借りる費用、サーバー上のサービスを利用する費用等	✓業務用アプリケーションクラウド
原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費	
外注費※3	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計検査等の 外注（請負、委託等）経費	✓ドローン運用委託 →軸となるサービス等の手段の場合
知的財産権等関連経費※2	知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願翻訳料などの経費	
広告宣伝・販売促進費※4	広告作成、展示会出展、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等経費	※低感染リスク型ビジネス枠のみ